ひとり親家庭サポート事業

『お弁当助成券』の配布について

赤穂市社協では、新型コロナウイルスの影響による臨時休校園中の子どもたちへの安定的な食事の提供と、保護者の心理的負担の軽減を目的として、赤穂市内の協力飲食店で利用できる**『お弁当助成券』（2,000 円／世帯）**を配布します。

実施期間　令和２年**5月1日**（金）～令和２年**5月31日**（日）

対 象 者　赤穂市内に居住し、児童扶養手当を受給している世帯

（令和２年４月３０日現在）

利用方法　①社協ホームページまたはフェイスブックに掲載されている**「協力店リスト」**の中からお店を選び、**持ち帰り・宅配**で事前に注文します。

（事前予約不要の場合を除く）

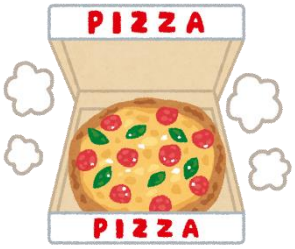

②予約時間にお店に来店する。（または配達）

③料金を支払う際に、「お弁当助成券」をお店に渡す。

※助成券１枚につき、５００円値引きされます。

※つり銭は出ません。必ず助成券の額面以上で利用してください。

そ の 他　「協力店リスト」については、随時更新しますが、内容が変更となっている場合がありますので、ご了承ください。

問 合 せ　社会福祉法人　赤穂市社会福祉協議会

TEL：４２－１３９７

FAX：４５－２４４４

メール：ako-shakyo@ako-shakyo.jp

この事業は、皆さまからいただいた「善意銀行」の預託金が使われています